

- 1 議案名 文化財の指定の諮問について
- 2 提案理由 別紙のとおり、県指定文化財として 2 件の申請があったので、文化財の指定について、徳島県文化財保護審議会に諮問したい。
- 3 関係法令 文化財の保護に関する条例第 8 条
同 第 35 条

教育文化課

(指定申請文化財)

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
有形文化財 (絵画)	小野流相承絵系図	1幅	徳島市国府町井戸 北屋敷80-1	宗教法人井戸寺
史跡	川島廃寺跡		吉野川市川島町川島 400番地	宗教法人幸福の科学

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第三章 県指定有形文化財

（指定）

第八条 委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基く占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮詢しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知して行う。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第一項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

第六章 県指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第三十五条 委員会は、県の区域内に存する記念物（法第百九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを徳島県指定史跡、徳島県指定名勝又は徳島県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第八条第二項から第六項までの規定を準用する。

文化財の保護に関する条例施行規則（抜粋）

第三章 県指定有形文化財

（指定申請）

第七条 条例第八条第一項の規定による指定を受けようとする者は、様式第一号による申請書を徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、キヤビネ型写真二葉及び位置説明図を添えるものとする。

3 申請者が所有者以外の者である場合には、申請書に所有者の同意書を添えるものとする。

第六章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定申請)

第四十条 条例第三十五条第一項の規定による指定を受けようとする者は、様式第十九号による申請書にキヤビネ型写真二葉、地図、土地台帳の写し及び地籍図の写しを添え、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請者が所有者以外の者である場合は、申請書に所有者の同意書を添えなければならない。

徳島県文化財指定基準（抜粋）

【絵画・彫刻の部】

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で本県の文化史上貴重なもの
- 2 本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で本県の文化にとって特に意義のあるもの

【史跡】

次に掲げるもののうち本県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、構造、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

- 1 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 2 国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 5 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 7 墓及び碑
- 8 旧宅、園地その他特に由緒のある地域の類
- 9 外国及び外国人に関する遺跡

県指定有形文化財（絵画）

「小野流相承絵系図」（おのりゅうそうしうえけいづ） 一幅

絹本着色 縦121.8cm 横：76.6cm

所有者 宗教法人井戸寺（四国八十八箇所霊場17番札所、真言宗善通寺派）

概要

井戸寺が属する真言宗善通寺派は、香川県善通寺市の善通寺を総本山、京都市山科区小野の隨心院を本山とする。仁海（954～1046）を開祖とする隨心院が中心となる真言宗の流派を小野流と呼ぶ。小野流も平安時代中期には6つの流派に分かれ、本図はそのうち京都の醍醐寺を中心に成立した三宝院流の祖師の系譜を示す絵系図である。作者は不詳、製作年も特定できないが、最後に描かれた祖師の没年は13世紀中期と考えられる。

本図は、最上段中央に大日如来とその左右に梵字のバンとアをおき、更に外側に金剛薩埵、文殊菩薩を配する。以下5段5列に25人の祖師を描く。2段目の5人及び3段目の中央3人は、真言密教が我が國に伝わるまでに功績のあった真言八祖と呼ばれる人物で、その最後は弘法大師である。以下、醍醐寺開祖の聖宝（832～909）、仁海、三宝院開祖の勝覚（1057～1129）等が描かれている。

最上段の大日如来、金剛薩埵、文殊菩薩は祖師に比べ、一段と端麗に整った美しさを示している。25人の祖師は正面を向く一人（聖宝）を除いては、それぞれ身体を左、または右へ斜めにし、顔は上を見る者、下を見る者さまざまで、その個性を表そうとしている。また、醍醐寺に伝わる一人ひとりの祖師像と一致しているものが多い。

祖師の絵系図は浄土真宗で礼拝の対象として用いられることが多く、真言宗の絵系図は稀である。かつ、我が国の祖師像は一人ひとりを一幅に描くことが多く、25人もの祖師を一幅に描いた本図は貴重である。

本図が井戸寺に伝わった年代は、本図が納る箱書の銘、明治期に善通寺派に転じたとの住職の話から、明治期と考えられる。なお、本図は平成26年、所有者により修復されている。

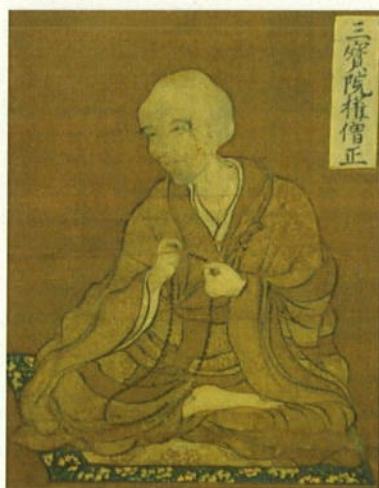




空海



聖宝



勝覺



教社発第565号

平成28年11月2日

徳島県教育委員会
教育長 美馬 持仁 殿

徳島市教育委員会
教育長 石井 博

徳島県指定有形文化財指定申請書について（進達）

このことについて、文化財の保護に関する条例第30条第1項及び文化財の保護に関する条例施行規則第35条第1項の規定に基づき申請がありましたので、意見書を添えて進達いたします。

1 進達書類 徳島県指定有形文化財指定申請書 別添のとおり

以上
(社会教育課)

意見書

小野流相承絵系図は真言宗の諸流派の内、京都醍醐寺を中心として平安時代に成立した小野流系流派の師質相承を整然と示した絵系図である。同種の作例としては、法相宗の法相曼荼羅、浄土真宗の祖師絵系図があるが、天台・真言密教宗派においては、本図がほぼ唯一とされる例である。

描写は彩色に裏彩色を併用し、祖師の姿は身体的なものを含めた祖師の特徴を強調して描かれ、醍醐寺伝来の同祖師の図像と一致するものが多い。作者は不詳であるが、概ね南北朝時代の作例と考えられ、仏教絵画史において貴重な作品である

徳島市教育委員会

教育長 石井



徳島県指定有形文化財指定申請書

- 一 種類、名称及び員数
　　有形文化財（絵画） 小野流相承絵系図 一組
- 二 所在の場所
　　徳島市国府町井戸北屋敷八〇一
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
　　宗教法人井戸寺 代表役員 中村了英
- 四 管理者又は占有者の氏名又は名称及び住所
　　宗教法人井戸寺 代表役員 中村了英
　　徳島市国府町井戸北屋敷八〇一
- 五 年代
　　南北朝時代
- 六 品質
　　絹本着色
- 七 形状
　　三幅一鋪 掛軸装
- 八 法量
　　縦一一三・〇cm×横七八・一cm（本紙、修理後）
- 九 作者、伝来等
　　作者不詳。真言宗の諸流派の内、京都醍醐寺を中心として平安時代に成立した小野流の中の三宝院流の師質相承を示した絵系図である。上段中央に大日如来に種子バン・アを置き、その外側に金剛薩埵・文殊菩薩、一段目以降に真言八祖と空海以降の日本の真言僧が五段五列に配置して描く。
- 二十五祖師には、京都醍醐寺の開祖である聖宝、その後、觀寶、淳祐、元果、仁海と醍醐寺の中でも小野流の系譜がみられ、三宝院流の勝覚、定海、松橋流の元海へと続き、鎌倉時代の初め頃までの小野流系流派の祖師が配されている。
- 描写は彩色に裏彩色を併用し、一人一人の姿を非常に丁寧に描いており、醍醐寺伝來の同祖師の図像と一致するものが多い。醍醐寺伝來の祖師像に室町時代よりも前に遡る例がないことから、概ね南北朝時代の作例と考えられ、日本の密教祖師の複数の図像を伝承するものとして貴重である。
- 十 その他参考になるべき事項
　　特になし

右のものを、徳島県指定有形文化財に指定してくださるようお願いします。

平成二十八年十一月一日

徳島市国府町井戸北屋敷八〇一

宗教法人井戸寺 代表役員 中村了英

徳島県教育委員会 殿





小野流相承繪系図



小野流相承繪系図（部分・上3段）



小野流相承繪系図（部分・下3段）



納箱札

県指定申請史跡 「川島廃寺跡」

【概要】

川島廃寺跡は、平成18年3月に刊行された『徳島県遺跡地図』において大日寺跡として周知の埋蔵文化財包蔵地とされている。大日寺の名称は、江戸時代後期に徳島藩によって編纂された『阿波志』の「廃大日寺」が初見である。

明治9年に麻植郡によって編纂された『麻植郡村誌』では、「廃大日寺址 本町坤ノ方字殿町ニアリ耕地トナリテ古形見ル処ナシ古墓存ス」とあり、明治時代初頭には寺院として機能していなかった。

昭和54年に川島町史編纂委員会によって編纂された『川島町史』では、地元郷土史家の喜多弘が、瓦の散布状況をもとに1町四方の法起寺式の伽藍配置を想定している。

こうした研究史を根拠として、徳島県教育委員会が平成18年に刊行した『徳島県遺跡地図』では、古代寺院跡として周知の埋蔵文化財包蔵地としている。

近年までに、大日寺跡で発掘調査が実施されることはなかったが、平成24年度に民間開発が計画され、吉野川市教育委員会が文化財保護法第99条に基づき試掘調査を実施した。その結果、後述する古代寺院関連遺構を検出したことから、吉野川市教育委員会は開発事業者と協議のうえ、現地保存を決定している。

さらに吉野川市教育委員会では、平成25～26年度にかけて遺構の性格を把握することを目的とした確認調査を実施し、基壇を伴う建物跡であることを確認している。基壇は後世の削平を受けているものの、基壇外装の痕跡や、屋根からの雨垂れを受けたと思われる砂利敷が良好な状態で検出された。建物跡は東西11m以上、南北9.5m以上の規模をもつ。

建物跡に伴う遺物は豊富であり、鬼面文鬼瓦、軒丸瓦、軒平瓦をはじめとする瓦類のほか、県内初となる螺髪などが出土している。こうした遺物の様相から、創建は飛鳥時代にさかのぼることが明らかとなった。

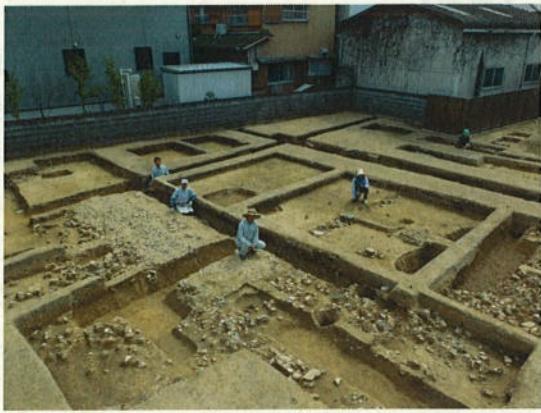
調査地点は、1町四方の想定伽藍域のほぼ中央南寄りに位置し、喜多弘が金堂の所在を想定した箇所であり、建物跡は寺院の中心的な建物の可能性が高い。

なお、古代遺跡に当たるこれらの寺院遺構が江戸時代後期から明治時代初頭の文献史料にみられる「大日寺跡」の前身であることを示す根拠を得ることが出来なかつたため、県教育委員会と吉野川市教育委員会で協議のうえ、遺跡名を「川島廃寺跡」と改めている。

吉野川市教育委員会は、調査の成果を総括した報告書を平成27年度に刊行し、広く遺跡の内容を周知している。



調査地遠景



建物跡全景



砂利敷遺構



基壇外装の痕跡



鬼面文鬼瓦出土状況



螺髪出土状況